

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

(平成一四年一二月一八日法律第一八〇号)

一、提案理由(平成一四年一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)

(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一月十九日)

(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院国土交通委員長報告(平成一四年一二月一日)

藤井俊男君 ただいま議題となりました九法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

九法律案は、いずれも特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、提出されたものであります。

その概要は、日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団を解散して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を設立し、また、国際観光振興会、水資源開発公団、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センターを解散して、独立行政法人である国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構及び海上災害防止センターを設立するため、それぞれ、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、日本下水道事業団を地方公共団体が主体となって運営する法人に、日本勤労者住宅協会を民間法人に移行させ、帝都高速度交通営団を解散して、特殊会社である東京地下鉄株式会社を設立するため、それぞれ所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、九法律案を一括して議題とし、独立行政法人化等による改革の意義と効果、業務内容の見直しの妥当性、役員的人事及び報酬の在り方、営団地下鉄の民営化をめぐる諸問題その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より九法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、九法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、九項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一四年一二月一日)

現行の特殊法人等については、設立当時の社会的要請を概ね達成し、その役割が低下していること等が指摘されていることから、新法人への移行後も、財政支出を含め、事業の徹底した見直しを行い、適時、業務の必要性及び組織の在り方について検討を加えるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、各法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、独立行政法人等への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう、政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すこと。

二、独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化に努めること。

三、独立行政法人につき、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定し、公正で客観性のある厳格な評価が行われるよう、評価者の任命及び評価の方法には十分配慮すること。

四、独立行政法人等の長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。

五、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当の水準を国家公務員等と比較できる形で公表すること。

六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、日本下水道事業団の地方共同法人への移行に当たっては、下水道整備水準の地域格差是正に向けた事業展開を図るよう努めるとともに、整備率の低い地域においては、他の汚水処理施設を含め、その実施主体、整備手法等に関して地方の多様な選択が可能となるよう、積極的な情報提供と技術援助を行うこと。

八、空港周辺整備機構の独立行政法人への移行に当たっては、各種事業量の減少を踏まえ、その組織及び体制の合理化を図るよう努めること。

九、海上災害防止センターの独立行政法人への移行に当たっては、今後、大規模かつ複雑化する海上災害に対して適切に対処できるよう、蓄積された海上防災技術の維持向上を図るとともに、原因者責任を明確にし、内外の各機関との一層の連携強化を通じて、効率的な防災体制の整備に努めること。

右決議する。